

重要事項説明書

むしっこ保育園

重 要 事 項 説 明 書

第 1 事業者

事業者名称	むしっこキッズ
主たる事務所の所在地	兵庫県西宮市松生町19-8
法人種別	株式会社
代表者職氏名	代表取締役 安原紀久子
電話番号	0798-20-2693

第 2 事業の概要

事業の種類	小規模保育事業			
事業所の名称	むしっこ保育園 ちょうちょ			
事業所の所在地	西宮市高木東町24番15号			
電話番号・FAX	電 話 090-3722-8989 FAX 0798-20-2693			
管理者(施設長)氏名	坂東恵美子			
利用定員	0歳児	1歳児	2歳児	計
	6人	6人	7人	19人

第 3 事業の目的・運営方針

当事業者は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とします。

- (1) 当事業所は、・・・こどもたちが健やかに安全に生活できる環境を整え、尊い命を大切に、安全対策を講じたうえで子どもたちの発達支援をするふさわしい環境を整備する。
- (2) 当事業所は、・・・保育に関する専門資格を有する職員が、家庭と連携しながら、利用乳幼児の家庭の状況や発達を考慮しながら、安定した情緒を保ち、基本的生活習慣の自立をめざす。
- (3) 当事業所は、・・・地域とのコミュニケーションを図り、貢献できるよう努力する。地域に見守って、気にかけてもらえるように、職員は心がけること。
- (4) 当事業所は、・・・「西宮市家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成26年西宮市条例15号)及び「西宮市特定教育・保育設備及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」(平成26年西宮市条例13号)その他関係法令を厳守し、事業を実施するものとする。

第 4 施設・設備等の概要

(1) 施設

施 設	構 造	鉄骨造り 4 階建て (1.2 階部分)
	延 床 面 積	162.55 m ²

(2) 主な設備

設 備	居 室 数	備 考
-----	-------	-----

乳 児 室	1 室	
保 育 室	3 室	
幼児用便所	1 室	
職員用便所	1 室	
調理室	1 室	

第5 連携施設

当事業所では、下表のとおり連携施設を設定しています。

連 携 施 設 の 種 類	保育所
連 携 施 設 の 名 称	上之町保育所
連 携 協 力 の 概 要	集団保育、保育に関する相談・助言など

第6 職員の配置状況

職 種	員数	常勤	非常勤	備考
施設長	1	1	—	
保育士	8	5	4	
調理員	5	0	5	
事務員	0	0	0	

第7 職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制	備 考
施設長	8 : 3 0 ～ 1 6 : 3 0	
保育士	早番 7 : 3 0 ～ 1 6 : 3 0 日勤 8 : 3 0 ～ 1 7 : 3 0 遅番 9 : 3 0 ～ 1 8 : 3 0	
調理員	9 : 0 0 ～ 1 5 : 3 0	

※ ローテーションにより、各保育士及び保育従事者の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

第8 保育を提供する日、時間

開所曜日		月・火・水・木・金・土 （祝日を除く）
原則時間	平日	8 : 3 0 ～ 1 6 : 3 0
	土曜日	8 : 3 0 ～ 1 2 : 0 0
開所時間 (延長保育)	平日	7 : 3 0 ～ 1 8 : 3 0 (1 8 : 3 0 ～ 1 9 : 0 0)
	土曜日	7 : 3 0 ～ 1 8 : 3 0
保育短時間認定に係る保育時間		8 : 3 0 ～ 1 6 : 3 0
保育標準時間認定に係る保育時間		7 : 3 0 ～ 1 8 : 3 0

※ 12月29日から1月3日は休所日となります。その他、事業所が休所日を必要とした場合、休所となります。

※保育必要量（保育標準時間・保育短時間）など、支給認定の内容に変更がある場合は、必要書類の提出が必要です。

利用中の保育施設に提出する場合は変更月の前月20日（休所日の場合は直前の開所日）までに、西宮市保育入所課に提出する場合は変更月の前月25日（閉庁日の場合は直前の開庁日）までにご提出ください。支給認定の内容は翌月の1日から変更しますので、月途中での変更はできません。

第9 提供する保育の内容

当事業所は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づき、利用児童の心身の状況等に応じて、次に掲げる保育の提供等を適切に行います。

- (1) 当事業所の保育理念

一人一人の育ちを支える保育
- (2) 当事業所の保育の目標

こどもたちが自己をのびのびと発揮し、心身ともに快適に生活する。

保育者に支えられながら、いろいろな経験を通して、自分の考えや要求を表現する。

基本的生活習慣の自立をめざす。

友達の存在に気づきいろいろな体験を通して、一緒に遊ぶ楽しさを知る。
- (3) その他

季節の行事を取り入れながら、伝統や文化に触れる
- (4) 一日の流れ

時間	活 動		
	0歳児	1歳児	2歳児
10:00	自由遊び	自由遊び	自由遊び
	外遊び	外遊び	外遊び
11:00	昼食	昼食	昼食
12:30	午睡	午睡	午睡
15:00	おやつ	おやつ	おやつ
16:00	自由遊び	自由遊び	自由遊び
	降所	降所	降所

- (5) 年間行事計画

月	行 事
4月	・入園式 (1日)
6月	・定期健康診断 (中旬)
7月	・七夕まつり (7日)・歯科健診(中旬)
8月	・水遊び
9月	・お月見会
10月	・親子行事 ・ハロウィン祭り (31日)
11月	・定期健康診断 (下旬)

1 2 月	・クリスマス会（2 2 日）
1 月	・お正月遊び
2 月	・節分（2 日）
3 月	・ひなまつり会（1 日）・修了式（下旬）

※ 誕生会・身体測定・避難訓練は毎月実施します。

お誕生日会は毎月第3金曜日を予定しております。変更の場合はその都度お知らせいたします。

(6) 給食について

保育所の子供の生活状況、栄養状況を把握・評価し、管理栄養士が保育所の「昼食とおやつ」で提供する食事の給与栄養目標量を設定し、食事計画を立てています。

給食の方針	「食べる」ということを通じ、食事の楽しさやおいしさ、自然の恵みや食材・食事を作ってくれた人への感謝の気持ちが育つよう保育士と調理員がそれぞれの専門性を活かしながら、様々な食育の取り組みを進めていきます。 衛生管理マニュアルに沿った調理を行い、安全・安心でおいしい給食を提供します。また、定期的に職員の検便検査を実施し、健康管理を徹底しています。
お弁当日について	お弁当の持参をお願いする日があります。（行事等）
食物アレルギー等への対応	医師が記入した「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」の提出をもって適切に対応します。その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、あらかじめご相談ください。
非常時への備え	非常時に備え、食品を備蓄しており、ローリングストック及び防災教育の観点から、定期的に給食で提供します。

【保育所の給食】

離乳食は、お子様の発育・発達状況やご家庭での状況を確認しながら、進めていきます。

毎月、事前に献立予定表を配布します。お子様の1日の食事内容を考える際、保育園の給食（昼食とおやつ）の内容を知っていただき、ご家庭で提供する食事の参考にしてください。

第10 利用料金

(1) 保育にかかる利用者負担額

支給認定を受けた市町村が定める利用者負担額をお支払いいただきます。

3歳児クラス以上及び、0～2歳児クラスの市民税非課税世帯の児童にかかる保育料を無償とします。

(2) 保育料の日割り計算を行い、返還をします。

- ・月途中退所者
- ・災害その他緊急、やむを得ない場合として内閣総理大臣が定める場合に該当し
保育の提供がなされない場合

(3) 延長保育にかかる費用

延長保育を利用された場合は、事業者が定める延長保育料をお支払いいただきます。

項 目	金 額
スポット延長に係る時間外保育料（保育標準時間）	日額 4 5 0 円
スポット延長に係る時間外保育料（保育短時間）	3 0 分毎 2 5 0 円

(4) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)・(2)に掲げる費用のほか、以下の費用をお支払いいただきます。

項 目	内容、負担を求める理由及び目的	金 額
帽子代	個人で使用のため	購入時 1 1 0 0 円
アルバム代（写真代含む）	個人にお渡しするため	購入時 2 6 0 0 円
帳面代	個人で使用のため	購入時 2 0 0 円
スポーツ保険	個人加入のため	契約時 2 4 0 円

※アルバム・帽子を不要な場合はお申し出下さい。

第 1 1 利用の終了に関する事項

入所児童が、次に該当する場合は、保育の提供を終了するものとします。

- (1) 入所児童が満 3 歳に到達して最初の 3 月 31 日を迎えたとき
- (2) 利用乳幼児の保護者が、「子ども・子育て支援法」に基づく支給認定を受けられなくなったとき
- (3) その他、当事業所の利用を継続することが困難な事由があるとき

第 1 2 健康について

(1) 登所時の健康観察について

- ・登所時に、子供の体調、家庭でできたケガやあざ等について保護者からのご報告をお願いします。それをもとに、保育中の子供の健康観察を丁寧に行います。
- ・保育中に子供のケガやあざ等に気づいた場合、確認のため保護者に連絡をさせていただくことがあります。

(2) 病気や体調を崩した時について

- ・病気や体調を崩した時は、子供自身の療養につとめ、症状が重くならないように家庭で十分に静養してください。
- ・病気やけがなどで保育園を休む時は、症状や受診の有無、受診結果を必ず連絡してください。
- ・発熱、咳、下痢、嘔吐、発疹等は乳幼児に多い症状です。受診する際には保育園に通っていることを伝え、集団生活が可能な状態か必ず確認してから登園してください。

(3) 保育園での病気及び事故について

- ・保育中に発熱、嘔吐、下痢などの症状が出た時はお迎えをお願いします。また、保育中にケガをした時は、必要に応じてお迎えをお願いすることがあります。

(4) 薬について

- ・保育園では薬の預かりは原則的に行いません。薬は「朝・夕の 2 回」または「朝・帰ってから・寝る前の 3 回」の内服にできないか、かかりつけ医師にご相談ください。

- ・アナフィラキシーなどのアレルギー対応等、緊急時に備えた処方薬が必要となる場合は、医師の診断と指導に基づく「生活管理指導表」を提出してください。
- ・ホクナリンテープ等を貼っている場合は、登園時に保育士にお知らせください。
- ・保育園では応急処置、消毒等、必要に応じて以下のものを使用します。使用に関して、ご要望などございましたら、保育士までご相談ください。

点眼薬 【 アイリス CL1 ネオ 】

軟膏【ムヒ S】

アルコール消毒薬

(5) 感染症にかかった時について

厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき、以下の通り対応します。

- ・感染症にかかった時は【登所可能証明書、登所届が必要な感染症一覧】を参考にしてください。集団生活可能な状態に回復し登園する際には【登所可能証明書・登所届】を提出してください。

(用紙は保育園にもあります。西宮市ホームページからダウンロードもできます。)

- ・適宜、感染症に関するお知らせを掲示板等でお伝えいたしますので、ご確認ください。
- ・原則、血液、便、嘔吐物で汚れた衣類やシーツなどは、二次感染を予防するため、保育園では洗わずにそのままビニール袋に入れてお返しします。その際、他の子供の衣類が汚れた場合は、一緒に持ち帰って消毒後、洗濯していただきますようお願いいたします。
- ・水いぼ、とびひについては、登所可能証明書・登園届は原則必要ありませんが、集団生活が可能な状態であるか、医師の指示を確認してください。なお、かきこわした傷から浸出液が出ているときは、浸出液がしみ出ないようにガーゼ等で覆ってください。
- ・アタマジラミ（卵・成虫）が見つかった場合は、必ず保育士にお知らせください。卵、成虫が見つかった場合は、速やかな対応、ご協力をお願いします。

(6) 乳幼児突然死症候群（SIDS）

睡眠中に赤ちゃんが死亡する原因には、乳幼児突然死症候群（SIDS）という病気のほか、窒息などによる事故があります。SIDS は、何の予兆や既往歴もないまま乳幼児が死に至る原因不明の防ぐことができない病気で、窒息などの事故とは異なります。

以下の3つのポイントを守ることにより、SIDSの発症率が低くなるというデータがあります。

- ①あおむけに寝かせる
- ②できるだけ母乳で育てる
- ③たばこをやめる

また、保育園では睡眠中に次のようなことに気を付けています。

- ・子供の顔が見えるあお向け寝にする。
- ・午睡時は部屋を離れず、表情の見える明るさを確保する。
- ・やわらかい布団は使用しない。
- ・ヒモ、ヒモ状のもの、スタイ、服、ぬいぐるみなどは置かない。
- ・0・1歳児と2歳児は、5分ごとに呼吸状態を確認し記録する。
- ・乳幼児呼吸モニターは満6か月を迎える月末まで使用する。

(7) 災害共済給付制度について

子供たちの安全については万全を期しておりますが、集団生活でもあり不慮の事故が起こる場合もありますので、

入所時に独立行政法人日本スポーツ振興センターに加入していただきます。

※共済期間 4月1日～翌年3月31日

※保護者負担額 1人につき年間 240円

(要保護児童(生活保護世帯)については保護者負担額が0円となります。)

※独立行政法人「日本スポーツ振興センターについてのお知らせ」は別途お配りします。

第13 嘱託医

以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	里皮フ科・小児科クリニック
医師名	關 万里
所在地	西宮市薬師町2-56 クリニックステーション西宮北口2-B
電話番号	0798-69-3112
医療機関の名称	よこやま歯科医院
医師名	横山 元
所在地	西宮市薬師町1-72 ロイヤルコートヤード西宮1F
電話番号	0798-67-1182

第14 緊急時等の対応方法

入園児童に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等に連絡します。また、嘱託医又は主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、児童の身体の安全を最優先させ、当事業所が責任を持ってしかるべき措置を行いますので、あらかじめご了承ください。

第15 非常災害対策(別冊 災害時における対応について参照)

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上、避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

第16 台風接近等に伴う対応について

【通常の気象警報が発令された場合(大雨・暴風警報など)】

通常の気象警報であれば開所することとしますが、子供を連れての登降所は危険を伴うことから、家庭での保育をお願いします。

状況によっては保育所からお迎えをお願いする場合があります。すぐに来られる体制を取っておいてください。

公共交通機関等や電気・ガス・水道などのライフラインに相当な被害が予見される場合は、避難行動をとる可能性が高いため、勤務等やむを得ず保育を必要とする方のみの受け入れとします。

また、「特別警報」等が発令された場合、通常の気象警報とは異なる対応となります。

【本市に「特別警報」等が発令された場合】

<午前7時現在>

- 気象庁より「特別警報」が本市に発令された場合は「臨時休所」とします。
- 西宮市より「高齢者等避難」（警戒レベル3）、「避難指示」（警戒レベル4）、「緊急安全確保」（警戒レベル5）が当園の所在する地域に発令されている場合は、避難を開始する必要があるため「臨時休所」とします。

※臨時休所後、発令が解除された場合は、各施設で安全に配慮のうえ再開の判断を行います。再開を行う場合はホームページ・LINEで連絡致します。

<午前7時以降>

- 「特別警報」や、「高齢者等避難」（警戒レベル3）、「避難指示」（警戒レベル4）、「緊急安全確保」（警戒レベル5）が当園の所在する地域に発令された場合は、避難を開始する必要があるため、速やかにお迎えに来てください。

※避難所へ避難している場合は、LINEや園内掲示等にてお知らせしますので、避難所へお迎えに来ていただくようお願いします。

【補足】

西宮市防災ポータルHP

避難情報（警戒レベル）については、西宮市防災ポータルよりご確認ください。

<https://www.nishinomiya-bousai.jp/>

※気象庁、Yahoo等で示される警戒レベル相当はあくまで目安です。

必ず市からの避難情報をご確認下さいますようお願いします。



○電気・ガス・水道などのライフラインが停止した場合など、保育に支障をきたす被害があった場合は休所とします。

- ◆「特別警報」とは、予想される現象が特に異常であるため、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい旨を警告する防災情報です。
- ◆「特別警報」が発令された場合、お住まいの地域は数十年に一度の、これまでに経験したことのないような、重大な危険が差し迫った異常な状況にあります。ただちに市町村の避難情報に従うなど、適切な行動をとってください。

第16 防犯、事故防止のための措置

当事業所は、利用乳幼児の安全を確保するため、以下のことを施行する。

- 保育環境の整備
- 安全点検の実施、改善改修による危険の回避

第17 安全計画について

保育園では「安全計画」（別紙）により、①施設や設備等の安全点検や、②園外活動を含む保育園での活動や取組に対する安全確保のための指導、③職員への各種訓練や研修等について年間計画を定め、児童の安全に関する取組みを進めてまいります。

第18 虐待の防止のための措置

当事業所は、利用乳幼児の人権の擁護、児童虐待の防止のため、虐待防止に関する責任者を選任するとともに、職員に対し研修を実施します。児童の身体的苦痛や不適切な養育の兆候が認められる場合その他必要な場合、児童虐待の防止等に関する法律その他の関係規定に従い、児童相談所へ通告等行うほか、関係機関と連携し必要な対応を行います。

「児童虐待の防止等に関する法律」及び「児童福祉法」が改正され、児童虐待の防止について、保育所は重要な役割を担っています。子供のしつけに際して、身体的苦痛（叩く、蹴る、物を投げつける等）は体罰とみなされ、「虐待」にあたります。また、暴言、配偶者間の争いを見せる等、子供の心理面に悪影響を与えることも「虐待」とみなされます。

その他にも、下記の表に規定されているものは「虐待」となり、あてはまるようなことがあれば、保育所は、法律に基づき市へ通告する義務があります。

連絡の有無に関わらず、欠席が続く場合は、保育所から保護者、緊急連絡先に記載のある電話番号に架電することがあります。電話がつかない時は、市の関係機関と情報を共有し、保育所や市職員等が家庭訪問することがあります。

【定義と種別】 （児童虐待の防止等に関する法律で規定）

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、つねる、投げ落とす、物を投げつける、激しく揺さぶる、火傷を負わせる、溺れさせる、鼻と口をふさぐ、しつけと称する体罰 等 ※程度や強さによらず、その行為自体が「虐待」に当たる。
性的虐待	子供への性的行為、性器や性的行為を見せる、子供への過剰なスキンシップ 等
ネグレクト	家（部屋）に閉じ込める、食事を与えない（頻繁な欠食）、ひどく不潔、不適切な衣服、自動車（自転車）に放置する、子供を残して外出する、保育所に理由なく行かせない、治療や処置が必要だが受診させない、子供の安全への配慮を怠る（ケガが絶えない） 等
心理的虐待	著しい暴言や言葉による脅し、拒絶的な対応、きょうだい間での著しい差、子供の面前で行われるDV（暴言暴力） 等

第19 苦情等の受付について

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

相談・苦情受付担当者	氏名 坂東恵美子 電話番号 090-3722-8989
相談・苦情解決責任者	氏名 安原紀久子 電話番号 090-3722-8989
受付方法	面談・文書・電話などの方法で受け付けています。

第20 他園や小学校との連携について

他園へ転園する際は、円滑な保育の実施のため、転園元から転園先へ児童の育ち等に関する記録について情報提供することがございます。

第21 写真・ビデオ等の取扱いについて

保育園では個人情報保護の観点から、写真やビデオ等の取り扱いについて日頃から十分に注意をしています。保護者様におかれましても行事における写真やビデオ撮影や取り扱いについてご理解とご協力をお願いいたします。

保護者の皆様におかれましては、保育園で撮影した写真やビデオ等をご家庭で鑑賞される以外のご使用は避けていただきますようお願いいたします。個人情報保護法により、撮影された写真やビデオに写っている他のご家庭のお子様の個人的な情報を、許可なく第三者に提供することは禁じられています。撮影したものを不特定多数の方が閲覧できる状態でインターネット上にアップロードすることはおやめください。

また、保護者の方が撮影された写真やビデオ、もしくは保育園でお渡しした写真等の紛失については、保育所は責任を負うことはできません。ご理解とご協力をお願いします。

第２２．おねがい

- ・欠席や登所が遅くなる場合は遅くとも当日 9 時までに園へ連絡してください。欠席や遅刻は LINE にてご連絡できます。子供の所在確認ができない場合は電話連絡をします。保護者やその他の緊急連絡先に電話連絡してもつながらない時は、子供の安否確認のため、市の関係機関と情報を共有し、保育所や市職員等が家庭訪問することがあります。
- ・保育時間は各家庭によって異なりますので、時間を確認し厳守をお願いします。
- ・保育所の利用は、原則、認定された事由（就労（就学）、妊娠・出産など）での利用になります。
- ・仕事がお休みの日は、家庭での保育をお願いします。
- ・保護者の方の通院や家庭での育児に疲れた場合などは、保育所の利用について、保育所までご相談ください。その際の保育時間は午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで（土曜日は 8 時 30 分から正午まで）の中で必要な範囲となります。また、緊急連絡先を明確にお知らせください。

※この重要事項説明書の内容は、令和 7 年 4 月現在の情報です。